

3-7 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団 花壇づくり支援事業助成金交付要領

(目的)

第1条 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団は、花で満たされた潤いのある街づくりを推進するため、地域における先駆的なモデル地区として新たに花壇等を設置し、維持管理等を行う市民活動に対する支援として助成金を交付するものとする。本要領では、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号の全てに該当し、次条に規定する花壇等において活動する団体で、公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が認めた者とする。

- (1) 新たに花壇、プランター（以下「花壇等」という。）を設置し、自ら花の植栽及び管理活動を行おうとする者。
- (2) 自治会や商店会などの地域で活動する者。
- (3) 構成員が5名以上であること。
- (4) 活動の目的や内容が非営利であること。

(助成の対象となる花壇等)

第3条 助成の対象となる花壇等は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 公共施設、公的施設、又は道路に面した公開性の高い民有地等に設置するもの。ただし、国、地方公共団体その他の公共団体が設置するものを除く。
- (2) 法令等に基づいて行う緑化ではないこと。
- (3) 法令等により植栽が認められない場所や、危険のおそれがある場所に設置しないこと。
- (4) 土地所有者の同意を得て設置する花壇等であること。
- (5) 他制度の助成・補助などを受けて設置する花壇等でないこと。
- (6) 本支援制度により、これまでに支援を受けていないこと。
- (7) 花壇を設置する場合、面積が内形寸法により算出して10㎡以上であること。
- (8) プランターを設置する場合、面積の合計が3㎡以上であること。

(プランター1基当たり容量100リットル以上で、耐久性及び強度を確保できる材質とし、プラスチックプランターを除く)

(助成の内容)

第4条 理事長は、花壇づくりや花植え活動等に要した経費に対して助成金を交付するものとする。

- 2 前項第1号に規定する助成金の対象となる経費及び助成額は、別表に掲げるものとし、予算の範囲内において交付するものとする。
- 3 一団体に対する助成期間は最大で2ヵ年とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 前条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする者は「花壇づくり助成金交付申請書」(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて理事長に申請しなければならない。

- (1) 計画書(設置する花壇の仕様、寸法、面積、植栽の種類、管理計画等を明示したもの)
- (2) 案内図(花壇を設置する場所を明示したもの)
- (3) 現地写真(設置場所の状況がわかるもの)
- (4) 活動者名簿
- (5) 見積書

(助成金の交付の審査)

第6条 理事長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る申請書等により必要な審査を速やかに行うものとする。

- 2 応募者が多数あった場合には、審査の上、抽選によるものとする。
- 3 審査の結果、助成金を交付することが適当であると認めるとき、又は不適當であると認めるときは、「花壇づくり助成金交付可否決定通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 理事長は前条第3項の通知をする場合、必要な限度において条件を付することができる。

- 2 前条第3項の規定による助成金の交付の決定を受けた団体(以下「助成団体」という)は、善良な管理者の注意をもって花壇等の設置・維持管理を行い、次の各号について特に配慮するものとする。
 - (1) 花壇等は日照、水はけの良好な場所に設置すること。
 - (2) 設置にあたっては、周囲への安全に配慮し、関係者等に対して整備内容を十分周知すること。

(実施報告)

第8条 助成団体は、「花壇づくり助成金実施報告書」(様式第3号)により、次に掲げる図書を添えて実施報告をしなければならない。

- (1) 写真(施工の前中後)
- (2) 領収書等の経費の支出を証する書類又はその写し
- (3) 計画に変更が生じた場合は、速やかに「花壇づくり助成金変更承認願」(様式第4号)を提出し、承認を得ること
- (4) その他理事長が必要と認める図書

(助成金額の確定)

第9条 理事長は前条の規定による報告を受けた時は、当該実施報告書及びその添付図書の内容等により審査し、助成金交付の決定の内容に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「花壇づくり助成金額確定通知書」(様式第5号)により助成団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成団体は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに「花壇づくり助成金交付請求書」(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 理事長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他理事長が特に必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第12条 理事長は前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めなければならない。

附則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条）

【対象となる経費】

- ・ 花壇等の新設に必要な資材購入費
レンガ、石材、杭、客土、プランター等。
- ・ 植栽に必要な資材購入費
花苗、種、低木類、地被類、育苗ポット、肥料、薬剤、培養土等。

【助成額】

- ・ 花壇を設置する場合の上限 6,000円/㎡まで
- ・ プランターを設置する場合の上限 20,000円/㎡まで
- ・ 1団体に対する合計の限度額（年間） 100,000円/年まで

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。